

証券コード：6048

2024年11月8日

(電子提供措置の開始日 2024年11月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目16番6号

株式会社デザインワン・ジャパン

代表取締役社長

高 島 靖 雄

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「2024年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.designone.jp/investors/stock/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトへアクセスして、銘柄名(会社名)に「デザインワン・ジャパン」、又は証券コードに「6048」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年11月27日(水曜日)営業時間終了の時(午後6時)までに同封の議決権行使書が到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年11月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿 2－4－1
新宿NSビル30階 NSスカイカンファレンス ホールB
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第19期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
議 案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、当該書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎今後の状況により、株主総会の開催または運営に関して事前にご案内すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.designone.jp/>）にてお知らせいたします。

事業報告

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の回復に加えて、各種政策などの効果もあり、景気は緩やかに回復しております。一方で、ロシア・ウクライナおよび中東地域における武力衝突が長期化する中、物価上昇や金融資本市場の変動の影響を受けるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは「Webマーケティング技術」や「システム開発力」を活かし、店舗情報口コミサイト「エキテン」を中心にサービスを提供するとともに、子会社を通じた事業の多角化を積極的に推進いたしました。

当連結会計年度の業績は、事業規模を拡大した子会社があったものの、当社グループの主力事業である「エキテン」の低迷の影響が大きく、売上高は2,264,846千円（前連結会計年度比6.7%減）となりました。利益につきましては、販売費及び一般管理費の抑制を図りましたが、売上高減少および子会社における売上原価の増加などにより、営業損益は206,834千円の損失（前連結会計年度は25,424千円の利益）、経常損益は188,352千円の損失（前連結会計年度は56,438千円の利益）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、第2四半期に子会社ののれんに関する減損処理、第3四半期に本社移転に関する特別損失があった結果、310,591千円の損失（前連結会計年度は27,777千円の損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（インターネットメディア事業）

当社グループの主力事業である「エキテン」におきましては、業績回復を実現するために様々な施策に取り組んでおります。

商品力の強化においては、予約機能などにおいて他サービスとの連携を強化するなど、店舗やユーザーがより使いやすいシステム開発に継続的に取り組みました。販売面の取り組みにおいては、無料店舗会員の獲得強化に向けたサイト改修、

ジャンルの多角化に向けた販売の強化、および解約防止に向けた店舗満足度の向上などに注力いたしました。しかしながら、検索サイトのアルゴリズム変更に対する対応の遅れに加えて、競争激化などにより受注が伸び悩みました。その結果、当期の後半には有料店舗会員数の減少ペースは縮小してきましたが、回復までには至らず、厳しい状況が続きました。

これらの結果、当連結会計年度末における「エキテン」の無料店舗会員数は323,383店舗、有料店舗会員数は受注件数の減少と解約の発生が継続した結果、14,023店舗（前連結会計年度末比2,419店舗減少）となり、売上高も減少しました。

また、専門業者（遺品整理、片付け等）のマッチング・サイトを運営するオコマリ株式会社につきましても、売上高が伸び悩み、費用も広告費用が上昇傾向にあることから、厳しい結果となりました。

これらの結果、インターネットメディア事業の売上高は1,357,229千円（前連結会計年度比18.2%減）となりました。利益につきましては、販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの売上高減少の影響が大きく、セグメント損益は77,316千円の損失（前連結会計年度はセグメント利益160,778千円）となりました。

なお、オコマリ株式会社につきましては、2024年10月31日を効力発生日として当社に吸収合併する契約を既に締結しており、当社の連結対象から除外される予定となります。

（DXソリューション事業）

ベトナムのシステム開発子会社であるNitro Tech Asia Inc Co. Ltd.を活用したオフショア開発事業は、継続案件の契約終了に加えて、新規の受託案件における小規模化の影響により厳しい結果となりました。しかしながら、ポスティングやWeb広告を事業内容とする株式会社DEECH、およびWeb制作・受託開発・ホスティングサービスなどを展開している株式会社イー・ネットワークスは、事業規模を拡大いたしました。利益につきましては、広告宣伝費や外注費の増加などによる売上原価の増加に加えて、社員数の増加により販売費及び一般管理費は増加しましたが、売上高の増加により赤字幅は縮小いたしました。

これらの結果、DXソリューション事業の売上高は858,494千円（前連結会計年度比17.4%増）、セグメント損失は83,018千円（前連結会計年度はセグメント損失89,353千円）となりました。

なお、株式会社DEECHにつきましては、事業成長に向けた経営資源の集中を企図して、2024年8月30日付で同社株式を譲渡した結果、当社の連結対象から除外されることになりました。

(HRソリューション事業)

株式会社昼jobの人材紹介サービスは、ナイトワーク出身者の求職ニーズは引き続き厳しい状況の中、営業強化を図りましたが売上高は伸び悩みました。

この結果、HRソリューション事業の売上高は69,264千円（前連結会計年度比14.6%減）、セグメント利益は4,504千円（前連結会計年度比23.5%減）となりました。

なお、株式会社昼jobにつきましては、事業成長に向けた経営資源の集中を企図して、2024年9月30日付で同社の事業を譲渡した結果、当社の連結対象から除外される予定となります。

(2) 設備投資の状況

当社の当連結会計年度における設備投資総額は、2,811千円であります。その主なものは、パソコンであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額850百万円の当座貸越契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいては、以下の課題に取り組んでおります。

①インターネットメディア事業

エキテンにつきましては、「エキテン」の主要顧客である店舗や中小事業者の集客ニーズは、引き続き回復基調にあると考えております。しかしながら、前連結会計年度に実施したシステムのリニューアル以降、競争激化や検索サイトのアルゴリズム変更に対する対応への遅れなどにより、受注減と解約増が継続するなど厳しい結果となりました。

このような状況の中、今後は開発スピードの更なる向上を図ってサイトのトラフィック向上を図りつつ、予約機能などの分野で他サイトとの連携機能の強化を図ってまいります。販売面におきましては、ジャンル毎の機能最適化を図って、新たな注力ジャンルの育成を目指してまいります。

②DXソリューション事業

子会社のNitro Tech Asia Inc Co. Ltd.を活用したシステム開発につきましては、当期に減少した売上高の回復に向けて、これまで以上にDX領域に注力した事業展開を進めてまいります。また、急速に普及が進んでいる生成AIについても、顧客ニーズに合った開発環境の提供などを進めてまいります。

株式会社イー・ネットワークスにつきましては、今期は事業拡大を図ることが出来ましたが、更なる事業規模の拡大に向けて、Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.と同様にAI活用支援など新たな事業分野の拡大を目指してまいります。

子会社における取り組みに加えて、顧客との関係強化と更なる案件規模の拡大を図るべく、より上流工程からの提案実施、およびSES等による開発リソースの提供を開始してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第16期	2022年度 第17期	2023年度 第18期	2024年度 (当連結会計年度) 第19期
売 上 高	1,835,887 千円	2,250,991 千円	2,428,748 千円	2,264,846 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	169,550 千円	134,889 千円	56,438 千円	△188,352 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	87,635 千円	△89,822 千円	△27,777 千円	△310,591 千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	5.93 円	△6.09 円	△1.88 円	△21.05 円
総 資 産	3,607,683 千円	3,720,726 千円	3,672,705 千円	3,311,585 千円
純 資 産	3,144,384 千円	3,098,748 千円	3,111,661 千円	2,857,198 千円

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社昼job	20,000千円	100%	有料職業紹介事業
株式会社イー・ネットワークス	10,000千円	100%	Webサービス開発事業
オコマリ株式会社	10,000千円	100%	インターネットメディア事業
Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.	200,450千 ベトナムドン	100%	オフショア開発事業

(注) 1. 2024年8月30日付で株式会社DEECHの株式を譲渡したため、連結から除外しております。
2. 当社は、2024年10月31日を効力発生日として、当社を存続会社、オコマリ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

(7) 主要な事業内容 (2024年8月31日現在)

事業	主要サービス
インターネットメディア事業	店舗情報口コミサイト「エキテン」の企画・運営 出張型生活サービス提供事業者とのマッチングサービス「オコマリ」の運営
DXソリューション事業	オフショア開発事業、Webサービス開発事業
HRソリューション事業	有料職業紹介事業

(8) 企業集団の主要拠点等

① 当社

本社	東京都新宿区
----	--------

② 子会社

株式会社昼job	東京都新宿区
株式会社イー・ネットワークス	岡山県岡山市
オコマリ株式会社	東京都新宿区
Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.	ベトナム・ダナン

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
インターネットメディア事業	44名	1名(減)
DXソリューション事業	113名	3名(減)
HRソリューション事業	4名	1名(減)
全社(共通)	16名	0名
合計	177名	5名(減)

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

2. 全社(共通)は総務、人事、経理及び財務等の管理部門の従業員数であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65名	0名	35.9歳	6年3ヶ月

(注) 従業員数には、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年9月13日をもって、本社を東京都新宿区新宿二丁目16番6号に移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,202,100株 (自己株式426,258株を含む)
- (3) 株主数 2,974名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高島 靖雄	4,040,000 株	27.34 %
株式会社ティーエーケー	2,394,000	16.20
PC投資事業有限責任組合	1,431,700	9.69
高島 昭雄	999,500	6.76
株式会社SBI証券	558,300	3.78
楽天証券株式会社	402,900	2.73
田中 誠	400,000	2.71
JPモルガン証券株式会社	257,500	1.74
縣 弘子	179,800	1.22
伊東 健彦	155,000	1.05

(注) 1. 当社は、自己株式を426,258株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中、新株予約権行使により発行済株式の総数が28,200株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社の使用人及び子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 畠 靖 雄	メディア事業本部長 兼 新規事業部長
取 締 役	田 中 誠	経営管理本部長 兼 経理財務部長 兼 情報戦略部長
取 締 役	武 内 智 裕	株式会社アガルート取締役
取 締 役	高 木 友 博	明治大学理工学部情報科学科教授 株式会社ランドネット社外取締役 ソーバル株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	工 藤 耕 二	－
監 査 役	石 田 史 朗	株式会社リアルストーン代表取締役 税理士法人DUAL PARTNERS代表社員 株式会社現代エステート代表取締役 オープンテクノロジー株式会社監査役
監 査 役	鎌 田 智	鎌田法律事務所所長 株式会社D&I社外監査役

- (注) 1. 取締役武内智裕氏及び高木友博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役工藤耕二氏、石田史朗氏及び鎌田智氏は、社外監査役であります。
3. 監査役工藤耕二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役石田史朗氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役鎌田智氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役武内智裕氏、高木友博氏、監査役工藤耕二氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる以下の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反または保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等については当該保険契約の対象外となっております。なお、当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(填補の対象となる損害)

- ① 被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含む。)等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金および和解金)
- ② 会社による有価証券報告書等の不実記載(金融商品取引法第24条の4)に伴い、株価下落によって有価証券を取得した者から提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含む。)等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金および和解金)

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等は、基本報酬及び業績連動報酬で構成されており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

なお、当該決定方針は取締役会で決議したものであり、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が下記決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(ア)基本報酬

社内取締役及び社外取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、前期報酬額と同額とします。ただし、役職、役割、業績に応じて変更する場合があります。

(イ)業績連動報酬

社内取締役の業績連動報酬は、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益等を業績指標として採用し、基本報酬に役職により設定された係数を乗じた額に、当該指標に対する達成度に応じた掛け率を乗じて算定された額を、金銭にて毎月支給するものとします。

社外取締役の業績連動報酬は、設けないものとします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年11月27日開催の第10回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2013年11月28日開催の第8回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、上記①記載の決定方針に従って取締役の個人別の報酬等の額を決定することを代表取締役社長メディア事業本部長兼新規事業部長高島靖雄に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	34,209千円	30,386千円	3,822千円	－	4名
（うち社外取締役）	(8,880千円)	(8,880千円)	(－)	(－)	(2名)
監査役	8,640千円	8,640千円	－	－	3名
（うち社外監査役）	(8,640千円)	(8,640千円)	(－)	(－)	(3名)
合計	42,849千円	39,026千円	3,822千円	－	7名

(注) 業績連動報酬の算定方法及び算定に用いる業績指標は上記①のとおりであります。なお、当事業年度の業績連動報酬の算定に用いた連結売上高の実績は2,428百万円、連結営業利益の実績は25百万円であり、これらの指標を選定した理由は、当社の業績を反映する最も重要な指標であると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	武 内 智 裕	株式会社アガルト	取締役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
取締役	高 木 友 博	明治大学理工学部情報科学科	教授	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ランドネット ソーバル株式会社	社外取締役	
監査役	石 田 史 朗	株式会社リアルストーン 株式会社現代エステート	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人DUAL PARTNERS	代表社員	
監査役	鎌 田 智	オープンテクノロジー株式会社	監査役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		鎌田法律事務所	所長	
		株式会社D&I	社外監査役	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	武 内 智 裕	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
取締役	高 木 友 博	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
監査役	工 藤 耕 二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	石 田 史 朗	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に税理士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	鎌 田 智	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役武内智裕氏は、関連業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待されておりますが、取締役会において、それらの経験及び見識に基づき有用な助言等を行っております。

取締役高木友博氏は、一般企業での勤務経験及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待されておりますが、取締役会に

において、それらの経験及び見識に基づき有用な助言等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人Bloom

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定により、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) コーポレートガバナンス

- ・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」、「取締役会決議事項に関する取扱いルール」等に従い、協議に十分な時間をかけたうえで、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ・監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(イ) コンプライアンス

- ・取締役及び使用人は、「グループ経営理念」に則り行動する。
- ・コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、子会社も対象としたグループ共通の「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の充実に努める。

(ウ) 財務報告の信頼性確保のための体制整備

- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実に図る。
- ・金融商品取引法その他の法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するための体制を確保し、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(エ) 内部監査

「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

(オ) 反社会的勢力排除

反社会的勢力への対応に関する「反社会勢力対策管理規程」を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報セキュリティ基本規程」及びその関連規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録をはじめとした機密情報等の情報資産を適切に保存・管理し、情報セキュリティの確保を図る。また、会社の重要な情報の適時開示そ

その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社をとりまく様々なリスクに対処するため、リスク管理委員会やリスク管理責任者を設置するとともに、各種管理規程、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的に取り締役に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 定例取締役会

定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を実施する。

(イ) 中期経営計画の策定

中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を検討・実行する。

(ウ) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社管理・報告体制

子会社統括部署は連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的に検証する。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業集団としての経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を

通じた支援を実施する。

(エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス規程に定めた事項の実施状況につき随時モニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
- ・子会社の業務活動全般も内部監査の対象とする。

⑥監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役（会）が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、その任命、異動については、監査役の同意を必要とする。監査役（会）の職務を補助する使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人の評価については監査役の意見を聴取して実施される。

⑦取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(ア) 重要会議への出席

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(イ) 報告体制

取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を使用人が直接報告する体制として内部通報窓口を整備する。

⑧当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」を定め、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 内部監査業務の監査役との連携

内部監査業務において、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(イ) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①リスク管理委員会は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議し、リスク管理の徹底を図っております。
- ②管理部は、コンプライアンス全般及び業務に直結する主要な社内規程、インサイダー取引や情報漏えい防止に関する研修に加え、内部通報制度の周知等によりコンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組んでおります。また、反社会的勢力の排除を目的とした団体に入会して、反社会的勢力の動向を把握するなど、情報収集や警察・弁護士等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ③内部監査部門は、毎期、コンプライアンスについて各部門共通の監査項目として、監査役と連携して内部監査を実施し、モニタリングしております。
- ④取締役会において、取締役及び監査役全員出席のもと、重要業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、毎期、中期経営計画及び利益計画(予算)を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組んでおります。
- ⑤監査役は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査の実効性・効率性の確保を図るべく、会計監査人及び内部監査部門と監査上の重要な課題等について適宜情報・意見交換を行い、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。

連結貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,788,489	流 動 負 債	357,282
現 金 及 び 預 金	2,034,748	買 掛 金	1,350
売 掛 金	122,234	1 年内返済予定の長期借入金	13,207
契 約 資 産	5,064	未 払 金	175,538
有 価 証 券	400,000	未 払 費 用	79,351
仕 掛 品	148	未 払 法 人 税 等	8,028
貯 蔵 品	2,427	契 約 負 債	13,445
前 払 費 用	44,171	役 員 賞 与 引 当 金	157
そ の 他	204,946	賞 与 引 当 金	8,890
貸 倒 引 当 金	△25,251	ポ イ ン ト 引 当 金	3,507
固 定 資 産	523,095	そ の 他	53,806
有 形 固 定 資 産	18,171	固 定 負 債	97,104
建 物 及 び 構 築 物	78,513	長 期 借 入 金	58,386
車 両 運 搬 具	7,474	繰 延 税 金 負 債	33,214
工 具 器 具 備 品	27,561	そ の 他	5,504
リ ー ス 資 産	4,571	負 債 合 計	454,386
減 価 償 却 累 計 額	△111,985	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	12,035	株 主 資 本	2,732,468
無 形 固 定 資 産	5,085	資 本 金	649,422
の れ ん	4,142	資 本 剰 余 金	630,404
そ の 他	942	利 益 剰 余 金	1,552,828
投 資 そ の 他 の 資 産	499,838	自 己 株 式	△100,186
投 資 有 価 証 券	396,440	その他の包括利益累計額	124,729
そ の 他	108,101	その他有価証券評価差額金	75,241
貸 倒 引 当 金	△4,703	為 替 換 算 調 整 勘 定	49,487
		純 資 産 合 計	2,857,198
資 産 合 計	3,311,585	負 債 純 資 産 合 計	3,311,585

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,264,846
売上原価	787,738
売上総利益	1,477,108
販売費及び一般管理費	1,683,942
営業外損失	206,834
営業外収益	
受取利息	14,414
違約金収入	32
保険解約返戻金	3,578
その他	8,508
営業外費用	
支払利息	2,872
投資事業組合運用損	4,563
貸倒損	9
その他	607
経常損失	8,052
特別利益	
関係会社株式売却益	31,481
特別損失	
減損損失	92,888
本社移転費用	42,321
税金等調整前当期純損失	135,210
法人税、住民税及び事業税	292,080
法人税等調整額	12,611
当期純損失	5,898
親会社株主に帰属する当期純損失	18,510
	310,591
	310,591

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年9月1日から
2024年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	648,999	629,981	1,834,009	△100,186	3,012,803
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	423	423	－	－	846
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	－	－	△310,591	－	△310,591
連結子会社除外による 利 益 剰 余 金 増 加 額	－	－	29,410	－	29,410
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	423	423	△281,180	－	△280,334
当 期 末 残 高	649,422	630,404	1,552,828	△100,186	2,732,468

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	36,173	62,684	98,858	3,111,661
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	－	－	－	846
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	－	－	－	△310,591
連結子会社除外による 利 益 剰 余 金 増 加 額	－	－	－	29,410
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	39,068	△13,196	25,871	25,871
当 期 変 動 額 合 計	39,068	△13,196	25,871	△254,463
当 期 末 残 高	75,241	49,487	124,729	2,857,198

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社昼job

株式会社イー・ネットワークス

オコマリ株式会社

Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.

当連結会計年度末において、株式譲渡により、株式会社DEECHを連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

Nitro Tech Asia Inc Co.Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分

相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

・ 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・ 貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・ 建物及び構築物	8～18年
・ 車両運搬具	4～6年
・ 工具器具備品	4～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ ポイント引当金

ユーザーに付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結

会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債は、在外連結子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5～8年間の定額法により償却を行っております。

(6) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

①インターネットメディア事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、エキテン掲載料等があり、エキテン店舗検索サービス提供の履行義務を認識しております。

エキテン掲載料等の取引については、履行義務が時間経過に連れて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

一時点で充足される履行義務としては、遺品整理等における手数料があり、主として提携業者が顧客と契約を締結し、遺品整理等を行った時点に収益を認識しております。

②DXソリューション事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、受託開発があり、契約に応じて次の履行義務を認識しております。

受託開発等の請負契約による取引については、成果物の提供の履行義務を認識しており、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

③HRソリューション事業

一時点で充足される履行義務としては、人材紹介における紹介料があり、求職者が紹介先企業に入社した時点に収益を認識することとしております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「固定負債」の「その他」に含めていた「繰延税金負債」(前連結会計年度4,254千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「固定負債」の「資産除去債務」(当連結会計年度2,076千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険解約返戻金」(前連結会計年度1,344千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	18,171千円
無形固定資産（その他）	942千円

2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主として事業セグメントの区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候がある事業セグメントについては帳簿価額と回収可能額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、各事業セグメントの事業計画を基礎としております。

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、各事業セグメントの事業計画の基礎となる売上高、営業利益等であります。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、経営環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸倒引当金の計上

1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金（注）	29,954千円
----------	----------

（注）流動資産及び固定資産に表示されている貸倒引当金の合計額であります。

2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

会計上の見積りに用いた主要な仮定は、一般債権については未回収額に対する債権額で貸倒引当率を算定し、3か年で平均しております。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、決算日から起算して1年を経過した債権及び破産手続開始通知書等に対する債権から回収可能額を考慮し、回収不能見込額を算定しております。

経営環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、本社の移転を決定したため、移転に伴い利用不能となる資産について耐用年数を移転予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。また、移転前の本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務についても、償却に係る合理的な期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ30,002千円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

当座貸越限度額	850,000千円
借入実行残高	－ 千円
差引額	850,000千円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、下記の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都新宿区（オコマリ株式会社）	－	のれん

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

オコマリ株式会社において、株式取得時に超過収益力を前提としたのれんを計上しておりましたが、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

のれん 92,888千円

(4) 資産グループの方法

当社グループは、主として事業セグメントの区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、主要な資産の経済的残存使用期間内の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,202,100株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 426,258株

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れによる方針であります。一時的な余資の運用につきましては、安全性の高い金融資産に限定して運用を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の規程に従い、事業部門と経理財務部が連携して、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は合同運用の金銭信託及び信託受益権であり、預金と同様の性格を有するものであります。

投資有価証券のうち、非上場株式については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有状況を継続的に見直しております。また、投資信託については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。投資事業有限責任組合の出資については、組入れられた株式の発行体の経営状況及び財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されておりますが、定期的に組合の決算書入手し、組合の財務状況や運用状況を把握することでリスクを管理しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び契約負債は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、未払金及び未払費用は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、各部署からの報告に基づき経理財務部が月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2024年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「契約負債」は、現金であること、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	100,121	98,758	△1,363
② その他有価証券(*1)	684,088	684,088	—
資産計	784,210	782,846	△1,363
(2) 長期借入金(*2)	71,593	61,628	△9,964
負債計	71,593	61,628	△9,964

(*1)以下の金融商品は、市場価格がないことから、「(1) 有価証券及び投資有価証券
その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は、12,229千円であります。

(*4)投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度(2024年8月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	284,088	—	—	284,088
資産計	284,088	—	—	284,088

有価証券及び投資有価証券

当社が保有している投資信託は、その基準価格が活発な市場価格で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2024年8月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券				
社債	—	98,758	—	98,758
その他有価証券				
金銭信託	—	400,000	—	400,000
資産計	—	498,758	—	498,758
長期借入金	—	61,628	—	61,628
負債計	—	61,628	—	61,628

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

債券及び金銭信託は取引金融機関等から提示された価格を用いており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	インターネットメディア事業	DXソリューション事業	HRソリューション事業	計	
一時点で移転される財又はサービス	85,339	—	68,664	154,003	154,003
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,271,890	838,952	—	2,110,842	2,110,842
顧客との契約から生じる収益	1,357,229	838,952	68,664	2,264,846	2,264,846
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,357,229	838,952	68,664	2,264,846	2,264,846

(注)当連結会計年度より、従来「その他」としておりました「HRソリューション事業」の量的な重要性が増したため、報告セグメントへ記載する方法に変更いたしました。

2 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「4 会計方針に関する事項」の「(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	172,352	122,234
契約資産	14,731	5,064
契約負債	13,340	13,445

契約資産は、DXソリューション事業において、顧客との契約について進捗度に応じ、一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧

客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、インターネットメディア事業やDXソリューション事業において、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った初期費用収入の契約期間未経過分や前受金に関するものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,340千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	193円37銭
1 株当たり当期純損失金額	21円05銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

(企業結合に関する注記)

事業分離

(子会社株式の譲渡)

当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社DEECH（以下「DEECH社」）の株式の一部を譲渡することを決議いたしました。なお、本件譲渡により、DEECH社は当社の連結対象から除外しております。

1 事業分離の概要

(1) 分離先の名称

小菅 義和、佐藤 正

(2) 分離した事業の内容

エリアマーケティング事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、主要顧客である中小事業者に対するサービス拡大を企図して、ポスティングを軸とした「エリアマーケティング」に特化した広告会社であるDEECH社について、2021年5月に株式を取得して子会社化いたしました。

その後、同社は順調に成長を続けて来ましたが、当社グループ内でシナジー

を発揮することが難しく、また、当社グループの今後目指す事業の方向性とも相違が見られる状況となりました。

この様な状況の中、事業成長に向けて経営資源を集中させることが当社及び当該子会社にとっては最善であると判断した結果、同社代表取締役である小菅義和氏らに株式を譲渡することといたしました。

(4) 事業分離日

2024年8月30日

(5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

関係会社株式売却益 31,481千円

(2) 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	205,899千円
------	-----------

固定資産	2,972千円
------	---------

資産合計	208,872千円
------	-----------

流動負債	81,025千円
------	----------

固定負債	138,739千円
------	-----------

負債合計	219,764千円
------	-----------

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、会計処理を行っております。

3 当連結会計年度の連結計算書類に計上されている分離した事業に係る損益の概要

売上高	491,546千円
-----	-----------

営業利益	22,502千円
------	----------

(追加情報)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるオコマリ株式会社を、当社を存続会社として吸収合併することを決議いたしました。

また、当社がオコマリ株式会社に対して有する債権の一部を放棄することを併

せて決議いたしました。

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

名 称：株式会社デザインワン・ジャパン

事業内容：インターネットメディア事業及びDX関連事業

(吸収合併消滅会社)

名 称：オコマリ株式会社

事業内容：出張型生活サービス事業者マッチングサービス「オコマリ」の運営

(2) 企業結合日

2024年10月31日（予定）

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併であり、オコマリ株式会社においては会社法第784条第1項に基づく略式合併であるため、いずれも合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、オコマリ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

オコマリ株式会社を当社に吸収して経営の効率化を図り、経営資源を集約することが本合併の目的であります。

2 実施する会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

3 本合併の状況

本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期に変更はございません。

4 今後の見通し

本合併は連結子会社との合併であるため、連結業績に与える影響は軽微なものと思っております。

(連結子会社における訴訟について)

連結子会社である株式会社イー・ネットワークスに対して、2022年1月21日に元株主から一部の株式について株主であることを主張する旨の訴訟が提起されておりましたが、2024年2月9日に棄却となり、勝訴いたしました。

また、当該判決を受け、2024年2月19日に元株主から控訴が提起されましたが、2024年6月25日に和解が成立し、本訴訟は終了いたしました。

これによる当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,315,658	流 動 負 債	283,587
現 金 及 び 預 金	1,607,505	買 掛 金	14,530
売 掛 金	93,540	未 払 金	151,551
契 約 資 産	346	未 払 費 用	68,696
有 価 証 券	400,000	未 払 法 人 税 等	4,504
仕 掛 品	148	契 約 負 債	1,066
貯 蔵 品	2,394	前 受 金	69
前 払 費 用	39,227	賞 与 引 当 金	2,432
そ の 他	197,434	預 り 金	8,078
貸 倒 引 当 金	△24,938	ポ イ ン ト 引 当 金	3,507
固 定 資 産	723,037	資 産 除 去 債 務	29,150
有 形 固 定 資 産	13,974	固 定 負 債	33,214
建 物	75,899	繰 延 税 金 負 債	33,214
工 具 器 具 備 品	20,997		
減 価 償 却 累 計 額	△94,957	負 債 合 計	316,801
建 設 仮 勘 定	12,035	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	942	株 主 資 本	2,646,653
ソ フ ト ウ ェ ア	942	資 本 金	649,422
投 資 そ の 他 の 資 産	708,120	資 本 剰 余 金	629,422
投 資 有 価 証 券	396,440	資 本 準 備 金	629,422
関 係 会 社 株 式	256,799	利 益 剰 余 金	1,467,995
破 産 更 生 債 権 等	4,703	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,467,995
そ の 他	54,880	繰 越 利 益 剰 余 金	1,467,995
貸 倒 引 当 金	△4,703	自 己 株 式	△100,186
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	75,241
		その他有価証券評価差額金	75,241
資 産 合 計	3,038,696	純 資 産 合 計	2,721,894
		負 債 純 資 産 合 計	3,038,696

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			1,473,762
売 上 原 価			304,034
売 上 総 利 益			1,169,728
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,370,268
営 業 損 失			200,540
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	549		
有 価 証 券 利 息	868		
違 約 金 収 入	32		
業 務 委 託 収 入	12,427		
受 取 家 賃	3,848		
そ の 他	4,936		22,663
営 業 外 費 用			
投 資 事 業 組 合 運 用 損 失	4,563		
貸 倒 損 失	9		4,572
経 常 損 失			182,449
特 別 利 益			
関 係 会 社 株 式 売 却 益	50,000		50,000
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 評 価 損	93,825		
本 社 移 転 費 用	42,321		
債 権 放 棄 損	85,000		221,147
税 引 前 当 期 純 損 失			353,596
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,240		
法 人 税 等 調 整 額	14,441		16,681
当 期 純 損 失			370,278

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他の 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	648,999	628,999	628,999	1,838,273	1,838,273	△100,186	3,016,085
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	423	423	423	—	—	—	846
当 期 純 損 失	—	—	—	△370,278	△370,278	—	△370,278
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	423	423	423	△370,278	△370,278	—	△369,432
当 期 末 残 高	649,422	629,422	629,422	1,467,995	1,467,995	△100,186	2,646,653

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	36,173	36,173	3,052,258
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	—	—	846
当 期 純 損 失	—	—	△370,278
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	39,068	39,068	39,068
当 期 変 動 額 合 計	39,068	39,068	△330,364
当 期 末 残 高	75,241	75,241	2,721,894

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。
- ・子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ・其他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

- ・仕掛品
- ・貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物 8～18年
- ・工具器具備品 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法に基づいております。

3 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ユーザーに付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

①インターネットメディア事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、エキテン掲載料等があり、エキテン店舗検索サービス提供の履行義務を認識しております。

エキテン掲載料等の取引については、履行義務が時間経過に連れて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

②DXソリューション事業

一定期間にわたり収益を認識する取引として、受託開発等があり、成果物の提供の履行義務を認識しております。

受託開発等の請負契約による取引については、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取家賃」(前事業年度3,825千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価損

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 256,799千円
関係会社株式評価損 93,825千円
- 2 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
当社は、関係会社株式について取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の純資産額を基礎として算定した実質価額が貸借対照表価額に比べて著しく下落した時には、原則として減損処理を行っています。
ただし、実質価額が著しく下落している場合であっても、実行可能で合理的な事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができるときには減損処理を行わない場合があります。
オコマリ株式会社において、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから、取得原価を実質価額まで減額し、関係会社株式評価損を計上しております。
- 3 金額の算出に用いた主要な仮定
実質価額の回復可能性の見積りに用いた主要な仮定は、各会社の事業計画の基礎となる売上高、営業利益等であります。
- 4 翌事業年度の計算書類に与える影響
実質価額の回復可能性の見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、経営環境への影響が変化した場合には、翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額
有形固定資産 13,974千円
無形固定資産 942千円
- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸倒引当金の計上

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金（注） 29,642千円
（注）流動資産及び固定資産に表示されている貸倒引当金の合計額であります。
- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、本社の移転を決定したため、移転に伴い利用不能となる資産について耐用年数を移転予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。また、移転前の本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務についても、償却に係る合理的な期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ30,002千円増加しております。

貸借対照表に関する注記

- 1 関係会社に対する金銭債権・債務
短期金銭債権 2,778千円
短期金銭債務 17,054千円
- 2 当座貸越契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

当座貸越限度額	850,000千円
借入実行残高	－ 千円
差引額	850,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	23,065千円
------	----------

営業費用	188,763千円
------	-----------

営業取引以外による取引高

営業外収益	16,835千円
-------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	426,258株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	25,170千円
未払費用	17,581千円
関係会社株式評価損	80,063千円
投資有価証券評価損	24,460千円
資産除去債務	8,927千円
一括償却資産	574千円
減価償却超過額	26,426千円
本社移転費用	12,960千円
税務上の繰越欠損金	70,388千円
その他	11,627千円
繰延税金資産小計	<u>278,182千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△70,388千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△207,793千円</u>
評価性引当額小計	<u>△278,182千円</u>
繰延税金資産合計	－千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>33,214千円</u>
繰延税金負債合計	<u>33,214千円</u>
繰延税金資産（△は負債）の純額	<u>△33,214千円</u>

関連当事者との取引に関する注記

1 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 DEECH (注) 1	直接 100%	経営指導 転貸料収入	経営指導料 (注) 2 転貸料等 (注) 3	5,781 3,227	—	—
子会社	株式会社 イー・ネット ワークス	直接 100%	経営指導 転貸料収入	経営指導料 (注) 2 転貸料等 (注) 3	2,880 393	未収入金 前受金	266 34
子会社	オコマリ 株式会社	直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 受取利息 (注) 4 債権放棄 (注) 5	45,000 392 85,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 2024年8月30日に当社保有株式の86%を株式譲渡したことに伴い、関連当事者に該当しなくなりました。上記取引金額については、関連当事者であった期間の内容を記載しております。なお、議決権等の所有割合は関連当事者に該当しなくなった時点の直前のものを記載しております。
- 経営指導料については、業務の内容を勘案して決定しております。
- 転貸料等については、使用面積の割合に応じた額としております。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 債権放棄については、長期貸付金に対して行っております。

2 役員及び個人主要株主等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	184円21銭
1 株当たり当期純損失金額	25円10銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年10月22日

株式会社デザインワン・ジャパン
取締役会 御中

監査法人Bloom

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	片 岡 久 依
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	大 橋 嵩 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デザインワン・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年10月22日

株式会社デザインワン・ジャパン
取締役会 御中

監査法人Bloom

東京都千代田区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 片 岡 久 依

公認会計士 大 橋 嵩 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの2023年9月1日から2024年8月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、当社の担当窓口を通じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月22日

株式会社デザインワン・ジャパン 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 工 藤 耕 二 ㊟

社外監査役 石 田 史 朗 ㊟

社外監査役 鎌 田 智 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	たか はた やす お 高 畠 靖 雄 (1975年11月27日生)	2000年4月 富士通株式会社入社 2005年9月 当社設立、代表取締役社長就任 2016年9月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長就任 2016年11月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長兼社長室長就任 2017年3月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長就任 2017年9月 当社代表取締役社長事業本部長兼事業本部デザイン戦略室長就任 2018年3月 当社代表取締役社長事業本部長就任 2018年9月 当社代表取締役社長就任 2021年1月 当社代表取締役社長事業本部長兼新規事業部長就任 2021年9月 当社代表取締役社長メディア事業本部長兼新規事業部長就任（現任）	4,040,000株
	取締役候補者とした理由	創業者として当社の経営を指揮してきた実績を通じて培われた高い見識とリーダーシップを、今後も当社のさらなる成長に十分に活かせると判断し、取締役候補者といえました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	た な か まこと 田 中 誠 (1975年11月21日生)	2000年4月 日本電気株式会社入社 2002年11月 NECエレクトロニクス株式会社入社 2007年2月 当社入社 2007年8月 当社取締役開発部長就任 2014年4月 当社取締役新規事業開発部長就任 2016年1月 当社取締役情報システム部長就任 2016年11月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長就任 2018年6月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長兼経理財務部長就任 2022年9月 当社取締役経営管理本部長兼経理財務部長就任 2023年9月 当社取締役経営管理本部長兼経理財務部長兼情報戦略部長就任（現任）	400,000株
	取締役候補者とした理由	取締役として、情報システムや経理財務を始めとした管理部門全般における豊富な経験・知識を有しており、引き続きその職務経験や知見を当社の経営に活かすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。	
3	た け う ち と も ひ ろ 武 内 智 裕 (1959年10月3日生)	1982年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 1995年3月 第二電電株式会社（現KDDI株式会社）入社 2000年2月 ソフトバンク・テクノロジー株式会社（現SBテクノロジー株式会社）入社 2008年7月 株式会社ライブウェア（現株式会社マーベラス）入社 代表取締役社長就任 2015年2月 当社取締役就任（現任） 2019年9月 株式会社アガルート入社 取締役就任（現任）	1,000株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	関連業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	たか ぎ とも ひろ 高 木 友 博 (1954年6月8日生)	1988年10月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2000年4月 明治大学理工学部情報科学科 教授（現任） 2004年4月 カリフォルニア大学バークレー校 コンピュータサイエンス学科 客員研究員 2004年4月 日本学術振興会学術システム研究センター 専門委員 2015年11月 当社取締役就任（現任） 2017年7月 Hamee株式会社社外取締役就任 2019年10月 株式会社ランドネット社外取締役就任（現任） 2022年5月 ソーバル株式会社社外取締役就任（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	一般企業での勤務経験及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できると判断し、社外取締役候補者といいました。なお、同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者高島靖雄氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は武内智裕氏及び高木友博氏と間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる以下の損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
(填補の対象となる損害)
- ①被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）
- ②会社による有価証券報告書等の不実記載（金融商品取引法第24条の4）に伴い、株価下落によって有価証券を取得した者から提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）
5. 武内智裕氏及び高木友博氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は武内智裕氏及び高木友博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 武内智裕氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年9ヶ月となります。
7. 高木友博氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。
8. 取締役候補者の指名の方針と手続
経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うにあたっては、各人の能力、経験、見識などを総合的に勘案し、全社的立場に立ちその職務と責任を全うできる適任者を取締役に

において決定しております。

9. 独立性判断基準

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としておりますが、これら基準を満たしていることに加え、経営者や業務執行取締役等が在る取締役会の場において、一般株主の利益を配慮しつつ率直に疑問を呈し議論を行える「精神的独立性」を有する人物を独立社外取締役として選定することとしております。

以 上

《会場ご案内図》

東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1

新宿 NS ビル 30 階
NSスカイカンファレンス「ホールB」

電話 (03) 3342-4920



◎新宿駅「南口・西口」(JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線)から徒歩約7分または都庁前駅「A3出口」(都営地下鉄線(大江戸線))から徒歩約3分